

瀧川政次郎博士と中国法制史

荊 木 美 行

法制史研究の分野で幅広い活躍をされた瀧川政次郎博士が亡くなったのは、平成四年一月。もう二昔以上まえのことである。しかしながら、博士の業績は、時間による風化を蒙ることもなく、学界共有の財産として、今なおわれわれ後進を裨益している。

博士の研究の本領は、律令法の研究である。中国律令法の展開と日本への波及を、広く東アジア世界のなかでとらえた、スケールの大きい、ダイナミックな研究は、中国史にも通暁しておられた博士の独擅場である。こうした、他の追随を許さない博士の学風は、若いころにはじまる中国への関心と、飽くなき探求心から生まれたものと思われる。小論では、瀧川博士の学問について、おもに中国との関係に焦点を絞って論じてみたい。

なお、以下にのべることからは、博士が書き残した数々の文章のほか、嵐義人「瀧川政次郎博士の歩まれし道」(『裁判史話』(燃焼社、平成九年十二月)附録)¹⁾や島善高「瀧川政次郎小伝」(『東京裁判をさばく』(慧文社、平成十八年十一月)所収)²⁾などの伝記的文章と、筆者が博士より親しくうかがった談話に素材をもとめている。とくに、小論では、博士ご自身の筆になる文章を多く紹介し、博士をして語らしめる体裁をとることをこころがけた。

考えてみれば、博士が研究者として、また大学人として第一線でご活躍されていたのは、もうずいぶん前の話である。

筆者は、今年五十四歳になるが、筆者より若い世代の研究者で、先生を直接知るかたは、晩年の先生に「学僕」^③としてお仕えたW君を除けば、ほとんどいないと思う。杉並区成田東にあったご自宅の居間で、たびたび膝を交えて博士の談話をうかがう機会に恵まれたのは、筆者にとって得がたい体験であった。

むろん、博士を直接知るひとはいまも多くご健在であつて、それぞれが博士からの貴重な直話を存じ上げているにちがいない。本来なら、そうした見聞も参酌し、小論をいつそう確実なものにすべきであろうが、いまはその餘裕ない。この点、あらかじめ寛恕を乞う次第である。

○

まず、博士と中国の深い縁について、博士の経歴を紹介しながら考えてみたい。

博士は、明治三十年（一八九七）に大阪市でお生まれになった。大正五年（一九一七）に旧制第一高等学校に入学し、卒業後は東京帝国大学法科大学に進学し、大正十一年（一九二二）に東京帝国大学法学部ドイツ法学科を卒業された。卒業後は、一時南满洲鉄道株式会社勤務したこともあったが、やがて、大正十四年（一九二五）から新設の九州帝国大学法学部助教となり、本格的に研究生生活を開始される。しかし、昭和二年（一九二七）九月、教授に昇格したばかりの博士は、教授間の紛争に巻き込まれ^④、休職を餘儀なくされる。そして、二年後には免職処分^⑤の憂き目を見ることになる。

東京に戻った博士は、その後、昭和五年（一九三〇）から、法学研究で有名な中央大学に教授のポストを得、昭和九年（一九三四）には同大学で法学博士の学位を取得、しばらくは充実した研究生生活を送られた。

ところが、この年の十二月、突如、博士は満洲国司法部法学校教授に転出される。これは、この年、博士が、日本評論社から発行されていた『経済往来』昭和九年二月号に寄稿した「大化改新管見」の内容について、教員団体や右翼から攻撃されたことが原因である。厳しい非難を受けた博士は、一時的に満洲に逃避せざるをえなかったのである。この点については、のちに『日本奴隷経済史』（刀江書院、昭和五年十二月）の復刊の際に、つぎのようにしるしておられる（増補日本奴隷経済史）（名著普及会、昭和六十年十二月）所収の「増補版序並に解題」。いささか長文にわたるが、貴重な回顧録なので、ここに抄出しておく（傍点＝荆木）。

昭和六年の満州事変を契機として、日本の政治情勢は一変し、思想の取締りは嚴重になった。軍人が政治に関与することは、軍人勅諭の禁ずるところであるが、軍は政治に関与するのみならず、遂には政権を独占するに至った。軍の思想を支配したのは、陸軍大将荒木貞夫である。この人は和歌山県の小さい八幡宮の社家に生れ、若き日に平田篤胤の国学に心酔し、平田学説に輪をかけた皇国史観を以て軍を指揮した。彼の眼には帝國陸軍は皇軍であり、そのいくさは悉く聖戦であった。権勢に阿ってそのお先棒をかつぐ鼠輩は何時の世にも絶えない。荒木大将が陸相にして文相を兼ねるや、その思想取締の先端に立って不敬罪を捜して歩く超国家主義者が跳梁した。荻田胸喜のごときその一人であって、彼は一高の入学試験に失敗したことを恨みとし、高校の試験に及第して大学を卒業した人士を失脚せしめることを快とした悪魔的存在であって、京大の瀧川事件を起した張本人である。瀧川幸辰君は、京大における刑法の講義において、国事犯には予備罪、未遂罪があつて既遂犯はない、既遂犯者は次の政権担当者となるからであると、刑法学上当然の事を当然に述べた。それを捉えて瀧川教授は革命を示唆した不逞の徒であるとしてわめき立てたのが、荻田胸喜一派の超国家主義者である。

この事件の直後、私の一高時代のクラスメートである岡崎嘉平太君は、私に忠告してくれた。君の名は、金甌無

瀧川政次郎博士と中国法制史（荆木）

缺の我が国体を危くする危険思想の持主として、文部当局者のブラック・リストに載せられている。身辺注意せよと。しかし、私は学者活動を罷めるわけには行かない。昭和九年四月、私が『経済往来』誌に掲げた「大化改新管見」と題する論文は、当局の忌諱に触れて、発売禁止の厄に遭うた。この論文は、六世紀の末葉に当って隋が南朝の陳を亡ぼして中国を統一した餘威に乘じ、高句麗を亡ぼして漢の四郡の地を回復せんとして侵略の矛先を東方に向けて来たことから説き起して、その志を継いだ唐の太宗、高宗が、百済を亡ぼしてその与国日本をも征せんとする野望をも露呈するに至ったことを述べた。故に大化の改新は、この迫り来る唐の軍事的壓力に対して民族の保全、国家の独立を維持せんが為に、従来の氏族国家聯合の脆弱なる国家体制を廢して、強力なる中央集権国家を建設せんとした改造であることを述べたものである。それだけなら発売禁止になることもなかったのであるが、私はその国家改造の必要を強調するのあまり、その担い手は、中大兄皇子でも誰でもよかった。誰かが出でその改造を断行しなければ、日本の国家は危なかつたと述べた。それがいけなかつたのである。しかし、この発売事件は、大局から見れば、文部当局の睨い打ちであつたような気がする。本邦古代にも奴隸制ありとして国体の精華を傷つけた瀧川は、学界からこれを放逐しなければならぬとして、文部当局は虎視眈々として私の言動を監視したのである。発売禁止の結果、私は不敬罪を以て起訴せられることは免れたが、中央大学教授の地位を追われて、途方にくれた。私に幸を齎らした奴隸研究は、遂に私に大きな不幸を齎らした。奴隸研究の私の命運に關すること大なりといふべきである。

（中略）

この不幸の淵に沈める私に救いの手を伸べて下さつたのは、当時の中央大学の学長原嘉道氏と法学部長林頼三郎の両氏である。「大化改新管見」には、愛国の情が満ちている、是れは瀧川が被つた奇禍であるとして、私を新興

の満洲国の司法部法学校教授、兼司法部参事官に推挙して下さった。私は勇躍して単身渡満したが、終戦に至るまで内地に帰還することは出来なかった。

この在満十二年の期間、私は中国法制史の研究に没頭した。昭和十五年に出版した『支那法制史研究』(有斐閣刊)や、昭和十九年に島田正郎君と共著した『遼律の研究』(大阪屋号書店刊)は、その記念品である。そのお蔭で私は東洋史、日本史の両面に通ずることが出来た。これ禍を転じて福と為したものである。(後略)

いま、この回顧談と「大化改新管見」(参考のため、巻末に全文を掲げている)を読みくらべてみると、博士の記憶違いでないかと思われる点もなくなはない。たとえば、右の文中、「その担い手は、中大兄皇子でも誰でもよかった。誰かが出でその改造を断行しなければ、日本の国家は危なかったと述べた」と書いておられるが(傍点〓荆木)、「大化改新管見」にはそのことを直截にのべた箇所はみあたらない。

いずれにしても、この論文は、大化改新の原因や改革の基本方針について、史料に即して論述したものである。現在の研究水準からみても、論旨は堅実で、改新に対する評価も穏当である。今なら物議を醸すような内容ではない。ただ、一部、当時の国民教育における大化改新像の偏向を指摘した記述があり、これが教育界の不興を買ったことはじゅうぶんに考えられる。

満洲逃避は、博士にとって、九州帝国大学の免職処分に次ぐ不本意な事件であったが、じつは、これが博士と中国を結ぶ契機となった。

もつとも、博士が中国大陸に渡ったのは、これがはじめてではない。第一高等学校の学生だった昭和六年(一九三二)と七年(一九三三)、二度にわたって、満洲地方や朝鮮半島に長期の旅行をこころみているし、昭和八年(一九三三)にも二月から四月にかけて中国各地を歴訪し、膨大な書籍を購入して帰国しておられる。

それはともかくとして、林頼三郎氏らの斡旋によって、昭和九年（一九三四）の暮れ、にわかに満洲帝国に赴任した博士は、新京（現在の長春）で満洲国司法部法学校教授に着任された。またいつぼうで、司法部参事官を兼任し、満洲帝国の刑法・刑事訴訟法の制定や、法冠制定に参与するほか、吉林高等法院審判官なども歴任された。満洲帝国皇帝溥儀の師父として監察院長の地位にあった羅振玉氏の知遇を蒙ったのも、このころである。そして、この時期、博士は、中国の歴史や文化に対する理解を深め、中国法制史に関する貴重な資料のコレクションを築かれたのである。

ただ、不運だったのは、昭和十二年（一九三七）二月、隣家からの類焼によって、苦心して蒐めた蔵書を火事で失ったことである。そこで、火事の直後の七月、博士は司法部法学校教授を休職し、満洲帝国総務庁嘱託・満鉄調査部嘱託の身分で北京に移住。折しも南京陥落の直後で、十二月に日本軍の肝入りで誕生した中華民国臨時政府⁽⁵⁾の新民学院講師となったが、これは、臨時政府の官吏養成機関であった。⁽⁶⁾

複数のポストを兼任したおかげで経済的にも恵まれた博士は、北京で再び法制史料の蒐集に情熱を注ぎ、かなりの収穫を得て（博士の回顧によれば、蒐めた書籍は約七万冊にのぼったという⁽⁷⁾）、やがて昭和十四年八月、休職期間の満了と同時に新京に戻られた。そして、翌十五年（一九四〇）一月には満洲建国大学（その学舎は現在長春大学のキャンパスとして利用されている）教授、ついで十六年（一九四二）二月からは満洲帝国の国立中央図書館籌備処長のポストに着いておられる（満洲建国大学教授は兼任）。ちなみに、国立中央図書館は、奉天にあった文溯閣四庫全書を管下においており、そのおかげで博士はこれらの貴重な図書を自由に閲覧することができたという。

このように、蔵書の焼失を除けば、博士の在満在支の十二年間は、博士の生涯でもことに恵まれた時期であり、中国法制史の研究と、そのための資料蒐集にじゅうぶんな時間と費用を注ぐことができたといえよう。しかし、そうした博士の充実した生活とは裏腹に、戦局は悪化の一途を辿り、やがて、昭和二十年（一九四五）八月の終戦を迎える。博士も、

十二月には旧ソ聯に捕らえられ、後述のように、蔵書もソ聯軍と中国国民党軍に接収されてしまう。さいわい、博士は、昭和二十一年（一九四六）十月に日本に戻ることができたが、後述のように、多大な費用を投じて蒐めた中国法制史関係の蔵書は一冊も持ち帰ることができなかったのである。

○

以上、駆け足で、中国における博士の足蹟を振り返ってみたが、つぎに、この時期の博士の活動についてまとめておきたい。

博士の中国大陆での活動や仕事は、大きく三つに分類できる。すなわち、①書籍の蒐集、②中国法制史の研究、③満洲帝国・中華民国臨時政府の法典整備への参与、である。以下、順にみていく。

まず、①である。博士が、新京・北京において書籍の獲得に熱意を傾けたことは、さきにものべたとおりだが、博士の関心は、もっぱら中国の法制史料に向けられていた。『資料戦線』という雑誌には、「支那法制関係図書目録瀧川博士蔵書」として、博士が「泉石書屋」⁸⁾と号した書斎のコレクションの一部が紹介されているが（『資料戦線』一―二二五、昭和十五年八・九・十二月）、これをみると、清朝の法令集など貴重な文献や善本が多い。在北京時代の蒐書の方針については、名著普及会版『法制史論叢』第一冊（名著普及会、昭和六十一年九月）に掲げた「再版序」に、つぎのように書いておられるのが、参考になろう（傍点＝荆木）。

私は昭和九年十二月、満洲国司法部法学校教授兼司法部参事官に任ぜられて渡満した。爾来、昭和二十一年九月、終戦によって内地に引揚げるまでの約十年間私は彼の地にあつて専ら中国法制史の研究に従事した。その間、昭和

瀧川政次郎博士と中国法制史（荆木）

十二年より同十四年に至る二年間は北京に移り住み、中華民國臨時政府の依頼を受けて新民学院の講師をも勤めたが、北京における私の主なる仕事は中国近世の法制史料にして未だ日本に舶載されていないものを蒐める事にあつた。明清の会典、会典事例の類は、先に臨時台湾旧慣調査会によって既に日本に舶載せられているが、明清の則例類に至つては未だ日本に舶載されていないものが多々存するからである。その関係で、私は昭和十四年、新京に戻ると同時に、満州国立中央図書館籌備処長、兼建国大学教授に任ぜられた。図書館籌備処の支所は奉天にあつて奉天の四庫全書文溯閣の図書を管理していた。故に四庫全書は私の管理下にあり、随時これを閲覽することを得たのである。

斯くして私は終戦によつて内地に引揚げるまでの六年間、その地位にあつたが、引揚げに際しては一冊の書をも持ち帰ることが許されなかつた。是れ私の終生の憾みとするところである。（三頁）

ここにもあるように、敗戦とともに、博士の自宅の書籍は国民党軍に没収され、また、国立中央図書館籌備処に寄託していた分はソ聯軍に奪ひ去られたので、一冊たりとも日本に持ち帰ることはできなかつた。その口惜しさは、右の引用文にもよくあらわれているが、筆者も、この点については直接うかがつたことがある。四十年近くも前のことであるにもかかわらず、その口吻には無念さがよくあらわれていた。

もつとも、貴重なものについては、一部ではあるが、博士みずから考証を書き残しておられる。『滿支史説史話』（日光書院、昭和十四年九月）所収の「道光五年の熱河都統告示」・「明の房契」・「零本「唐律明法類説」考證」や「法律からみた支那国民性」（大同印書館、昭和十六年五月）所収の「民国初年に於ける滿洲の慣行調査」などはその一端であるが、そうした記録や写真が、せめてもの救いである。

つぎに、②の中国法制史の研究についてのべる。大陸への移住は、博士自身にとっては不本意なものではあつたが、

けつして腐ることなく、ぎやくにこれをむしろ好機ととらえ、中国法制史の研究に邁進された。①でのべた法制史料の蒐書も、じつは博士の研究の一環にはかならない。『滿支史説史話』（日光書院、昭和十四年九月）の「序」は、北京滞在のおわりに近いころにしろされたものであるが、当時の博士の環境や研究への取り組みを示す好個の文章である。これもやや長きにわたるが、ここに引用しておく。

昭和九年十二月、満州国司法部の招きを受けて、私が大陸に渡つてから、はや五つとせを経過した。支那事変を契機として、北京に移り住んでからでも、もう二年になる。この約五年の間、私は殆どものらしいものを書かずに暮らした。学問をするよりも、学問を實際に生かす方が忙しかつたといへば、それまでだが、自ら顧みて慚愧に堪えない。

東京に居れば、どんな図書館、どこのレストランにも、聯絡の方途があり、又どんな問題にブツ突かつて、その道の権威者に研究の糸口をつけてもらへる便宜があるが、大陸に渡つてしまうと自己の蔵書以外には、資料を漁る便宜は殆どないし、研究の相談相手になつてくれる友だちも尠い。従つて何か研究をと思つて、いろいろ材料を蒐集してみるが、いざ執筆となると、すぐ何かの暗礁に乗り上げてしまつて、そこから先へは二進も三進も動かない。そのうちに勇気が挫けて折角の研究も纏らずに流産してしまふ。新大陸に文化を興すのには、研究を刺戟し、助成してくれる文化人のサークルと各種の図書館とが必要だといふことを、私は沁々感じさせられた。

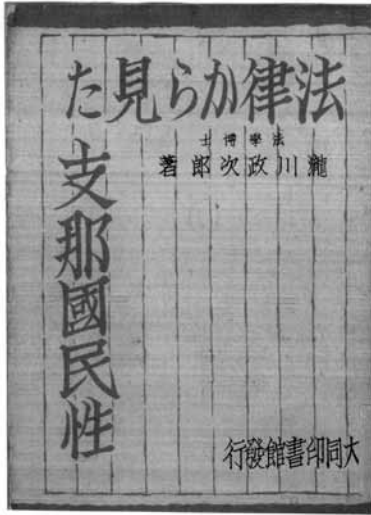
それでも文教に係のある仕事に携つてゐれば、新聞や雑誌からは、絶えず原稿をせがまれるから、已むを得ず、一寸した研究の断片や、時に触れ折に触れて囑目した事物の考証を筆にして、その場その場を糊塗せざるを得ない。そんな断片や短篇でも、積み積もると相当の分量になり、集めれば一篇の小冊子となるくらゐの分量になつた。たまたま日光書院を創められた旧友米林富男君が、それを纏めて出版したらどうかと慫慂して下さるので、幾らか旧

瀧川政次郎博士と中国法制史（荊木）

稿に手を入れ、写真を挿入したり、その後に入手した新資料を附け加へたりして、兎も角も纏め上げたのが本書である。本書に収むるところの諸篇は、大たい昭和九年以後在滿在支の五年間に、法曹雜誌、滿州行政、滿蒙、歴史教育、中央公論、文藝春秋、大阪毎日新聞その他の雜誌新聞に掲載したものであるが「日渤打毬の競技」「漢土証記方法各種」「紅契と白契」等は、旧稿の俤がないまでに増訂を加へた。（中略）

この猥雑な研究並びに考証の間に、若し一貫したものがありとすれば、それは各篇の内容が、東亜の法制史に何等かの関聯をもつてゐるといふことであらう。日鮮滿支の一体のものとして、その法律文化發達の過程を研究してみたいといふのは、私の年来の宿願である。私が大陸に渡るについては、いろいろな目的があり、動機があつたが、この宿願を果さんことこそ、実に我が胸に秘められたる目的の最大なるものであつた。日本内地の法制史家が、東亜の新情勢を知るや知らずや、壺中の天地に踏躡して、俺は日本法制史、お前は支那法制史と、旧態依然たる学界の繩張りに拘泥し、世紀に脈打つ民族の要求をも餘所に、徒らに説の精緻を競ひ、大所高所より觀て学問の新体系を樹立する努力を忘れてゐることは、私の平生痛憤措く能はざるところである。私の意図する大東亜法制史の研究は、愧しながら、まだ緒に就いたとは言へないが、本書所収の諸篇には、私の意図の片鱗が所々に現はれてゐるつもりである。（「序」一―三頁）

ちなみにいうと、博士の中国法制史研究は、すでに渡滿以前から始まつており、古典的名論文として名高い「令集解に見える唐の法律史料」（原題「令集解に見える唐の法律書」「東洋学報」八・一、昭和四年八月）をはじめとして、「唐代奴隸制度の概説」（原題「唐代奴隸制度研究序説」「社会学雜誌」七三、昭和五年五月）・「支那の韻文律」「宋刑統賦」に就て」（原題「支那の韻文法律書」「宋刑統賦」に就いて）「法律学研究」二七・六、昭和五年六月）・「唐の告身と王朝の位記」（「社会经济史学」二・四・五・六、昭和七年七―九月）・「敦煌出唐公式令年代考」（原題「西域出土唐公式令断片年代考（一・二）」「法学新報」四二・八・一〇、昭



『法律からみた支那国民性』表紙



『法史零篇』表紙

和七年八・十月）・『宋版「算学源流」に就て』（『社会経済史学』三・五、昭和八年八月）は、いずれも渡満以前の執筆にかかるものである。

在満在支の約十二年間にもなされた論文は枚挙に遑がないが、代表的なものは、上記の論文とともに、『支那法制史研究』（有斐閣、昭和十五年四月）・『満支史説史話』（前掲）・『法律からみた支那国民性』（前掲）・『法史零篇』（五星書林、康德十年九月）に収録されている。そのほか、島田正郎氏との共著『遼律の研究』（大阪屋号書店、昭和十八年一月）も、この時代の記念碑的労作である。同書は、『遼史』の記載をもとに遼律条文の復原をこころみるという、斬新な研究だが、この研究のために、博士は、あまり日本人の読まない『遼史』を繰り返し丹念に通読したと筆者に語られたことがある。

また、戦後に日本で発表した論文のなかにも、中国大陸で培った教養や見識が生かされたものが数多く存在する。たとえば、法制史論叢第二冊の『京制並びに都城制の研究』（角川書店、昭和四十二年六月、のち昭和六十一年九月に名著普及会より復刻）において、博士は、古代日本にも、中国と同じ複

数の首都を置く制度があったという前人未発の新説を提唱している。これなどは、中国大陸における、中国歴代王朝や渤海の都城址の調査・研究に負うところが大きい。この点については、ご自身も、同書の「序及び解題」において、

その脱稿を見るに及んで、著者の胸中に鬱積している従来の「都城制」の研究に対する不満を吐露し、識者の批判を仰ぐのは、この機会を外してはないと考えた。律令制は中央集権的国家体制を維持する為めの法律制度であって、すべての権力と富とは帝王の居宅である京に集中せしめられている。故に京及び京中の規制を解せずしては、律令制を理解することができない。故に、著者は多年これに留意し、日本のみならず、大陸、半島の古都を見て歩いた。日中の古都を数多く見たという点においては、著者は人後に落ちないつもりである。唐の東都洛陽、北宋の都開封、南宋の都杭州、高勾麗の都輯安及び平壤、渤海の都東京城、明清の都北京及び南京等、いずれも曾遊の地である。特に北京には二年間在住して、その北郊に遺る元の大都の城壁、その西南郊に遺る遼の南京析津府の城壁をも踏査した。日中の都城制については、著者もこれを語る資格がある。日本の文献、日本の都城の遺跡のみに拠って都城の制を論じている日本史家に対して、著者が異論を唱え、異説を称えるのは、淵源するところ浅しとはしない。(一頁)

とのべておられるとおりである（傍点＝荊木）。前掲『滿支史説史話』所収の「滿洲史蹟大鑑」・「東京城出土の版位」・「東京城出土の鴟尾」、おなじく『法史零篇』所収の「北京の史蹟概観」・「北京の官衙址」・「東京城再遊記」などは、いずれもその調査のおりの記録として貴重である。こうした旅行記・調査記録をこまめに書き残された博士の精力には、脱帽するほかない。

さて、最後になったが、③の法制整備への参与についてもふれておく。すでにのべたとおり、博士は、滿洲帝国において司法部参事官を兼任し、滿洲帝国の刑法・刑事訴訟法の編纂に深くかかわっていた。滿洲地方の法慣習が、明清の

法制から大きな影響を蒙っていることに気づいた博士は、この時期、明清の法制の研究にもかなりの精力を注いでおられる。

当時の調査や研究の成果としては、前掲『支那法制史研究』所収の「清律の成立」・「慣行調査と大清会典」・「清代司法制度概説」・「清代蒙古官爵考」・「貂に関する清朝の法制」・「満洲建国当初の司法制度概観」・「満洲法冠考」・「鮮満支の土地附合慣行」があるが、『法律からみた支那国民性』（前掲）所収の「法律に現れたる支那国民性」・「日本法理と支那法理」・「新支那に於ける法律の根本問題」の二篇は、中国法の本質にまで踏み込んだ文化論である。なかでも、「新支那に於ける法律の根本問題」は、当時（執筆は、末尾の注記によれば、昭和十五年五月とある）における中国大陸での法制の問題点と課題を鋭く抉り出した一篇として示唆に富む。これも引用が長くなるが、博士の主張がよくあらわれている部分を、以下に抄出しておく（傍点＝荆木）。

日本に於ける支那現行法の研究が、斯くの如く微々として振はない原因は、二つあると考へる。一つは、支那の近代立法は、殆ど日本法の焼直しであると考へられてゐる為めに、その研究は学者の研究的興味を引かないことであり、他の一つは、支那の現行法典は、支那の民度と恐しく懸け放れた法典で、実際には殆ど行はれないものであるから、これを研究してみてもつまらないと考へられてゐることである。（中略）

これに反して、支那に於ける慣習法の研究は、日本の学者の興味を引くに充分である。何となれば、支那に行はれる法律慣行の中には、その成文法と全く法系を異にした支那固有法の法理が生きてゐて、それが欧米法の行き詰りを打開し、行き過ぎを是正する何らかのヒントとなり得るやうな心持がある。もう一つは、それが支那人口の五分の四を占める農民の間に現に行はれつつある生活規範であるといふことが、研究に張り合ひを添へる。これ実に、最近、支那研究熱の勃興と俱に、支那の慣行調査が鬱然として起つた原因である。（中略）

国民政府の發布した現行の諸法典は、支那の民度と懸け放れてゐて、実際には行はれないといふものの、国民政府の法院で事件を処理する場合には、やはりそれによつて裁判される。即ち支那の現行諸法典は、国民生活の規範たり得ないが、裁判の規範ではあるのである。又、上海天津を初めとして、近代資本主義の行はれる都市に於いては、これらの近代的諸法典も、決して不釣合でなく、欧米の社会に行はれるのと殆ど同じ程度に行はれてゐるのである。いかに支那が封建的残滓をとどめた国であるからといつても、成文法規が全く行はれないといふ国柄ではない。成る程、田舎へゆけば農民の間を規律する規範は、前清以来の慣習法であらうが、鉄道沿線の都会地に於いては、或る程度まで成文法が行はれてゐる。但し、その実際に行はれてゐる成文法なるものは、政府公報に掲載せられてゐる国民政府の法令のみならずして、広東省政府の法規とか、上海市政府の法規とか、若しくは稅務所の規則とか、又は塩務処の則例といふやうな、法權の淵源が頗るあやしいやうな成文法も、沢山介入してゐるのである。

近来、支那の排日法規なるものが屢々問題になつたが、国民政府の發布した法令の中には、明かに排日法規と目すべきものは、殆ど皆無である。若しあつたとすれば、日本政府の嚴重なる抗議によつて除去されてゐたに相違ない。故に国民政府の法令の中に排日法規がありとすれば、それは解釈適用が排日的であつたといふだけであつて實際は單なる排外法規に過ぎないのである。併し、地方政府や特殊官庁の制定した規則や章程の中には、可成り露骨に排日的意圖をあらはしたものがあつた。これらの地方政府の法令や、特殊官庁の規則などは、日本ならば行政訴訟でもやれば、当然無効となるべき性質のものであるが、法全体に一貫した体系がなく、理論が精密に通つてゐない支那に於いては、それが果して有効な規則であるのか、無効な規則であるのか、ハッキリとは解り兼ねる。斯やうに、法律体系の組み立てが脆弱であつて、法規の明瞭を缺くところに、支那の現行成文法の特徴があるのである。

併し、法理論はいづれにしても、実際の扱ひに於いては、此の法的基礎のあやふやな成文法が、国民政府の法令に優先して行はれてゐるのである。さうして、もう一つ厄介なことは、国民政府の法令とこれらの怪しげな成文法との間に、矛盾相剋のある場合には、賄賂のもつてゆき方によつて、或るときは国民政府の法令が適用せられ、或るときは、地方政府の法令が適用せられるのである。此の事は、慣習法が成文法と異なる場合に於いても、亦同様である。

故に、支那の法律は、どこでどんな法律が行はれるとか、どんな場合にはどんな法律が行はれるといふことを、ハッキリ言ひ切れないのが実情であるが、兎にも角にも、政府公報に現れた国民政府の法令をあつめただけでは、支那の生きた成文法の全部を見ることができない。この意味に於いて、支那の生きてゐる成文法規の調査研究といふことは、必要ではあるが、困難な事業であつて、日本のやうに、内閣記録局編纂の法令輯覧一冊あれば、有効なる成文法規は皆知られるといふやうな簡単なことには参らないのである。(九九―一〇四頁)

注目したいのは、この論考の執筆とおなじころ、博士が、同志の協力を得て「中国法制調査会」なる団体を組織されていたことである。その趣意書と会則が、『法律からみた支那国民性』(前掲)の巻末に掲げられているので、これも参考までに引用しておく(傍点〓荆木)。

中国法制調査会趣意書

聖戰既二四年、新支那中央政權茲ニ成立シ、東亜新秩序ノ建設ハ、將ニ其ノ巨大ナル一步ヲ踏ミ出セリ。去ル三月十三日、現内閣ハ近衛声明ノ主旨ニ基キ新政權ノ絶対的援助ヲ声明スルト同時ニ、支那ノ治外法權撤廢ノ断行ニ付キ、考慮ノ準備ヲ有スル旨ヲ中外ニ宣明セリ。故ニ支那ニ於ケル治外法權ノ撤廢ハ、今ヤ時期ノ問題トナリ、在支帝國權益ノ保護及ビ増進ニ関シテハ、今後支那法制ノ研究ニ俟ツモノ頗ル多シ。

然ルニ我国ニ於ケル支那法制ノ研究ハ、従来比較的閑却ニ付セラレ、中華民國法制研究会ヲ除イテハ殆ド之ガ研

瀧川政次郎博士と中国法制史（荊木）

究ノ機関ナク、其ノ成績ノ見ルベキモノ亦夥多ナラズ。余輩之ヲ慨シ、支那現地ニ活動セル同志相集ヒ、相互ノ連絡ヲ密ニシ、支那法制ノ調査研究ヲ目的トシテ、茲ニ支那法制調査会ヲ組織シ、法令ノ翻訳、稀覯資料ノ覆刻、法令集ノ出版、研究ノ発表等ヲ遂行セントス。

大方ノ諸彦、余輩ノ研究報國ノ微意ヲ諒トセラレ、資料ノ供与ニ、研究ノ刺唆ニ、物心兩方面ノ援助ヲ垂レ賜ラシコトヲ冀フト云爾。

昭和十五年五月十日

會員 一同

中国法制調査会会則

第一条 本会ハ中国法制調査会ト称シ、中国法制ノ調査研究ニ従事スル者ヲ以テ組織ス。

第二条 本会ハ本部ヲ上海ニ置キ、東京、京、大連及北京ニ支部ヲ置ク。

第三条 本会ノ會員ハ入金拾円ヲ納付シ、會員ニ名以上ノ推薦ト會長ノ許可ヲ得タル者ニ限ル。

第四条 本会ニ會長一名、理事及顧問若干名ヲ置キ会務ヲ処理ス。

第五条 本会ハ左ノ事業ヲ行フ。

一 中国法制ノ調査及研究。

二 中国法令及法慣習ニ関スル資料ノ蒐集、紹介翻訳及覆刻。

三 中国法制ニ関スル出版。

四 其他会長ノ必要ト認メタル事項。

第六條 本会ノ經費ハ事業收入及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ。

調査会の具体的な活動について詳細な記録は残らないが、中華民國臨時政府や中華民國維新政府などの重要法令を類聚・紹介した中国法制調査会監修『中華民國法制年鑑 民國三十一年版』（大同印書館、昭和十九年一月）や郭衛原著、眞鍋藤治・郡司弘訳註『支那現行法律体系』（中国法制調査会、昭和十七年）の出版は、その活動の成果の一端である。複数の政権が濫立し、いつこうに統一の兆しのみえない中国国内にあつて、国内法の整備と統一は焦眉の急務であつた。博士が心を痛めたのも、この点にはかならなかつた。

ちなみに、これより先、在北京中に博士が組織された「瀧川法律研究所」の名において出版された『日文新民六法全書』（新民印書館、昭和十四年六月）や、そのほか、『中華民國臨時政府法規集』（新民印書館、昭和十四年六月）・『司法資料第二百七十号』中華民國臨時政府『民法親族相統編修正案』（司法省調査部、昭和十六年六月）なども、中華民國臨時政府の法制の整備に心を砕いた博士の熱意を示して餘蘊がない。とくに、『司法資料第二百七十号』中華民國臨時政府『民法親族相統編修正案』は、もと康德六年（昭和十四年）八月から十二月にかけて『法曹会雜誌』六一八〜一二二に掲げた董康氏の私案にかかる親族法・相統法の修正案の日訳に、あらためて補註を附した周到な注釈である。その詳細な注解は、いまなお中国家族法の研究資料として役に立つものである。

○

以上、瀧川政次郎博士と中国のかかわりについてのべてきた。

瀧川政次郎博士と中国法制史（荊木）

博士の渡滿渡支は、当時における日本の大陸進出と不可分のものである。そして、かの地における博士の活動が、日本政府や軍部の動向と直接間接にかかわっていたことも事実である。この点については、いろいろ議論もあるだろう。しかし、博士は、当時の一部の日本人にみられたような、漢民族や滿洲民族に対する傲慢な態度をとることはなかった。それどころか、博士は、日本に多大な恩恵をもたらした文化的先進国として、中国を大いに敬愛していたし、中国の知識人には格別の好意を抱いていた。実際、当時の博士の書いた文章からは、なんら差別的な態度は感じられない。否、むしろ、法制史研究者の立場から、冷静かつ客観的に中国及び中国人を観察しておられたといえる。

博士が中国及び中国人に対して冷静な態度をとりえたのは、博士が勇躍滿洲に渡ったわけではなかったことと関係があるかと思われる。後年、博士は、昭和四十四年（一九六九）三月、原書房から明治百年叢書の一冊として『滿洲建国十年史』の原稿が活字化された際に附した「解題」において、つぎのようにのべておられる。

本来私は滿洲の国造りに情熱を沸かせて渡滿した人間ではない。さる筆禍事件のために大学の教職を追われ、已むなく滿洲に渡つて来た人間であつて、滿洲は私にとつては、いわば一種の配所であつた。故に私は何事にもハッスルすることなく、冷やかに滿洲国の成りゆきを眺めていた。（三三頁）

博士の在滿在支時代の著書の一つに、さきにも掲げた『法律からみた支那国民性』があるが、同書の序にはつぎのようない文がある。ここには、博士の、傍観者的かつ冷静な観察眼をよくあらわれている（後半の傍点＝荆木）。

本書の眼目を為す支那人の国民性の観方について、読者諸君にお断りして置きたいことは、本書所収の諸編は、その大半が筆者の北京在任中に執筆されたものであるといふことである。人を観察し、批評するには、少し遠くに見た方がいゝのであつて、あまりに接近してゐる者にはその人のあらが鼻について、肝心の美点がわからないでしまふ場合がある。民族の観察も亦同じで、北京の胡同中に住んで、四六時中、支那人の体臭を嗅がされてゐたのでは、

却つて眞の支那人を見失ふことがあるかも知れない。又本書に論述されてゐる支那人の国民性は、法律、裁判、犯罪といふやうな人生の暗黒面を通じて眺められたものであることも、読者諸君の注意を要せられるところである。併し、支那人の国民性を斯かる面から観察することも、私は慥かに必要であると考へてゐる。近年「支那通」といはれる人々の書いたものを見ると、徒らに支那の社会制度なり支那人の性格なりを讚美したものが多し。又世人も、支那通の語を聞くときには、何か支那人のよい所、支那社会の優れた点を聞かされることを予期してゐる。成る程「食通」といへば、常人の発見し得ざる美味を発見するのが食通であるから、支那通といふ以上は、支那は好もしいものだとふことが前提となつてゐるものでなければならぬのかも知れぬ。併し、われわれは厳正なる批判者として、支那人の正体を見極めることを念としなければならぬのであつて、徒らに通人として異国的なものを楽しんでゐる時ではないと思ふ。さういふ厳正な態度で、支那の国民性の長短を論ずるといふことは、日支兩國民の親善に障害を來す虞れがあるのではないかと心配される向きもあるが、私は、日支の兩國民が其の親善を永続させてゆく爲めには、お互ひに其の長短を知り、抜いてゐることが必要であると考へる。日支兩國のつながりは、宿命的な縁であつて、好悪によつて離合し得るやうな浅い関係ではない。支那の識者も、恐らく日本人からお世辭を言つてもらふことを強要しないであらう。又今日日支の間柄は、お互ひにお上手を言ひ合はねばならないやうな、他人行儀の間柄であつてはならないと思ふ。支那人を敬愛し、これと提携して東亜の新秩序を建設せんとする熱情に於いては、筆者は敢へて人後に落ちるものでないことを、茲に確言して憚らない。

顧みれば、博士の在滿在支期間の日中関係は、兩國にとつてまことに遺憾であつた。その不幸な時代の出来事は、こゝにもなお兩國の關係にさまざまなかたちで影を落としている。しかし、博士の學問上の業績については、それは別個に評価すべきである。われわれにとつて重要なことは、一時の感情に左右されることなく、博士の學問的成果を虚

心に享受していくことではあるまいか。筆者は、博士の遺された業績が、日中兩國の学界で、将来にわたって正当に評価されることを願ってやまない。

【補註】

(1) 嵐氏の文章は、もと新人物往来社発行の『歴史研究』三二七号（平成四年五月）の「恩師訪問」に掲載された「瀧川政次郎博士の歩まれし道」を改稿したものである。このほか、嵐氏は、『書籍索引展望』六一一（昭和五十七年二月）の「専門家訪問」欄の「元満洲国立中央図書館籌備処長 瀧川政次郎氏」の回において、博士の談話の聞き手として、在満在支時代の博士の貴重な回顧談を引き出しておられるが、これは、満洲国立中央図書館籌備処長時代の博士の仕事ぶりを伝えた貴重な記録である。また、そのほかにも、嵐氏は、「瀧川先生と昭和史学の進展」（『瀧川政次郎先生を偲ぶ』〈回天発行所、平成四年六月〉所収）や講談社学術文庫版瀧川政次郎著『日本法制史』下（講談社、昭和六十年八月）所収の解説（『日本法制史の興隆と瀧川博士』など、瀧川博士に関する文章を多数発表しておられる。これらは、小論でも参照させていただいた。

(2) 鳥氏の文章は、ご本人も断っておられるように、かつて発表した「中国における瀧川政次郎博士」（『古代文化』五一―二、平成十一年二月）をもとにしたものである。この論文には、芝川栄助氏あての博士の書翰の写真なども掲載されている。なお、鳥氏には、外に「北京に於ける瀧川政次郎博士」（『國學院大學日本文化研究所報』二〇二、平成十年五月、のち國學院大學日本文化研究所編『律令法とその周辺』〈汲古書院、平成十六年三月〉所収）もあるが、内容は鳥善高「瀧川政次郎小伝」（『東京裁判をさばく』〈慧文社、平成十八年十一月〉所収）と重複している。

(3) 博士宅は、昔の書生に相当するような若い研究者が出入りしていたが、博士は彼らのことを「学僕」と称していた。川北靖之氏もその一人で、同氏は「学僕」と刷り込んだ名刺まで作っておられた。

(4) 昭和二年(一九二七)十一月、九州帝国大学法文学部で起きた、いわゆる「九大事件」「法文学部の内訌事件」と呼ばれる内紛をいう。これは、東季彦・風早八十二・瀧川政次郎教授ら五教授が、おなじ法科の木村亀二教授を弾劾する建白書を大工原銀太郎総長に提出したことに端を発した事件で、当時の新聞にも大きく取り上げられた。最終的に、東季彦・風早八十二・瀧川政次郎教授と、木村亀二・山之内一郎・杉原舜一助の計六名が、三対三の喧嘩両成敗のかたちで、同年十一月二十二日に文官分限令によって休職処分(附)された。瀧川政次郎博士の処分は、関係者の意外とするところであったというが、この裁定をもっとも意外に思われたのは博士ご自身ではなかったかと想像する。この紛争と、その後の三一五事件によって、多くの教授を失った九州大学法文学部はなれば麻痺状態に陥ったといわれる。なお、この事件については、『九州大学五十年史』通史(九州大学五十周年記念会、昭和四十二年十一月)二七一頁以下参照。

(5) 中華民国臨時政府とは、支那事変発生直後の、北支那方面の日本軍の指導によって樹立された華北政権。行政委員長は、当時、冀察政務委員会委員であった王克敏。支那事変勃発直後、第二十九軍軍長兼冀察政務委員会委員であった宋哲元が逃亡、ついで委員長に就任した張自忠も、支那駐屯軍の圧迫に耐えきれず、委員会の解散を宣言。その結果、北平・天津地方の治安は日本軍と、これに協力する北平・天津両治安維持会の手委ねられたが、南京陥落直後の昭和十二年(一九三七)十二月十四日に至って、日本軍は中華民国臨時政府を立てた。「臨時」の二字は、これを将来樹立されるべき、より強固な中央政権の母胎とする意味を込めたもの。最高主席を缺員としたのも、そのためである。しかし、中央政権はおろか、華北政権としても確立しないまま、昭和十五年(一九四〇)に汪兆銘一派による国民政府の成立とともに、これに統合・解消された。

(6) なお、瀧川博士の勤務された新民学院については、島善高「国立新民学院初探」(『早稲田大学人文自然科学研究』五二、平成九年三月)に詳しい。島氏の論文は、「初探」という謙辞とは裏腹に、豊富な資料を添えた五十八頁にも及ぶ労作で、新民学院の実態が詳しく把握できる。

(7) 前掲「専門家訪問」欄の「元満洲国立中央図書館籌備処長 瀧川政次郎氏」三二頁の博士の談話による。

(8) この号の由来については、『法史零篇』(五星書林、康德十年九月)所収の「何紹基と菅先生」参照。

瀧川政次郎博士と中国法制史（荊木）

（9） これについては、島善高「瀧川政次郎小伝」（前掲）三八八～三九一頁参照。

〔附録〕 大化改新管見

瀧川 政次郎

序言

歴史を無視した社会運動は危険である。併し歴史を誤解し、若しくは曲解して為される社会運動は更に危険である。現下の社会転形期に当つて、明治維新や大化の改新が国民の間に論ぜられるのは、嘉すべき傾向である。併し国民の大多数の今日理解してゐる大化の改新は、国民教育の立場から故意に作為せられた大化改新論である。又一部の人々の理解してゐる大化の改新は、唯物史観と弁証法とに依つて歪曲せられた大化の改新に非ずんば、南淵書といふが如き後世の偽書によつて語られた大化の改新である。この誤解せられ、若しくは曲解せられたる大化改新史観が、将来に齎らずであらうところの危険に想到せば、慄然として肌を粟を生ぜざるを得ぬ。これ余が余の平素抱懐せる大化改新史観を開陳して識者の批判を乞ふ所以である。

一 大化改新の原因

大化改新の原因として普通に挙げられるものは、氏族制度の弊害と大陸文化の影響とである。而して謂ふところの氏

瀧川政次郎博士と中国法制史（荆木）

族制度の弊害とは、土地人民の私有によつて蘇我氏の如き豪族があらはれて天位をも覬覦するに至つたことや、世官世襲の制の爲めに人材登庸の道が塞がれたことや、豪族の土地兼併によつて或る者は数万頃の田を有し、或る者は針さすばかりの地をも有せざるに至つたこと等であり、又謂ふところの大陸文化の影響とは、支那との間に直接の交通が開けたことによつて、支那の文物制度を模倣せんとする念願が国民の間に熾烈となつたことを意味するやうである。併し管見に従へば、大化改新の原因は、神代以来我が国に輸入せられた大陸半島の文化が徐々に浸潤して行つたことと、六世紀末に大陸に起つた大帝国が東方に圧力を加へるに至つたこととに在る。

普通に氏族制度の弊害として挙げられてゐるものは、中央集権的社会思想を抱懐せる者が氏族制度を観察した場合に、初めて弊害として感ぜられるものであつて、氏族制度の社会に安住してゐる者から見れば、決して弊害ではない。この点に於いて、所謂氏族制度の弊害は、武陽隱士が「世事見聞録」の中で述べてゐる江戸時代末期の封建社会の弊害とは全く正反對のものである。蘇我氏の如き豪族の跋扈も、天に二王無しといふ中央集権的社会思想から觀ればこそ、天人俱に容さざる弊害であるが、「邑二君有り、村二長有り」と神武紀に記されてゐるやうな社会状態を是認する思想から觀れば、弊害でも何でもない。又世官世襲の弊害と云ふが、政事が祭事であつた世の中に於いては、血統の神秘の方が教養による徳性や吏務的才能よりも尊かつたのであるから、世官世襲ならざることこそ、反對に氏族制度社会於ける害悪であつた筈である。故に大化改新の原因は、所謂氏族制度の弊害に非ずして、氏族制度そのものを弊害と感ぜしめるに至つた中央集権的社会思想並びに中央集権的社会思想の發生を可能ならしめるに至つた上代末の社会状態であると云はねばならない。然らば中央集権的社会思想は如何にして發生するに至つたか、又中央集権的社会思想を發生せしめるやうな上代末の社会状態が如何にして馴致せられるに至つたかと云ふに、それは一に神代以来大陸半島より徐々に輸入せられた文化が我が社会の諸層に漸次堆積せられるに至つた結果であると云はねばならない。我が国と大陸半島と

の交通は、その起源が頗る古い。半島との交通は、応神の朝に始り、大陸との交通は、推古の朝に始るといふのは、唯それが紀記の二書に見える初めといふだけのことである。山海経や後漢書、論衡といふやうな支那の古い典籍の中にも、支那と日本との交通のあつたことを偲ばせる記事があり、又近畿九州の古墳からは、漢代の古泉や古鏡が発見せられる。又所謂陶部の土器なるものが、輓轡を使用してゐることは、明かに大陸半島文化の影響を受けたものなることを立証してゐる。又我が神代の説話に七夕、養蚕のことが見えることや、神道の儀式に道教的影響の認められることも、我が上代に於ける大陸文化輸入の起源の古いことを語るものである。優秀なる大陸の文化が輸入せられて、生産の方法が変化して行けば、社会の思想も変化してゆかざるを得ぬ。即ち支那から立派な曆法が輸入せられて、人々が曆によつて種を蒔く時期を知ることができるようになれば、播種の時期を神に問ふ習慣は亡んでゆく。又池溝を開鑿して旱魃に備へる技術が半島から伝へらるれば、雨を氏神に祈る熱意も自然衰へてゆく。語り部の語り物よりも、文字によつて記録せられた史部フドベの記録の方が内容豊富であることが知らるれば、旧物に対する尊崇の念は次第に薄らいで、外来物に対する信頼の念は自然に高まらざるを得ない。斯やうにして神に対する尊崇の念が衰えて行けば、勢ひ神と人との間をとりもつ神主に対する尊崇の念も衰へてゆく。上代に於ける氏なる血族団体の統制は、氏神の憑依ウチヅカミによる氏上の神託によつて行はれたのであるから、神並びに神を祭る者に対する尊崇の念の衰退は、必然的に氏上の統制力を弱める結果となる。氏上の統制力の壊敗は、取りも直さず氏族制度の崩壊である。何となれば、氏族なる団体は、氏上の呪力によつて統制せられる団体であるからである。上代末期に於いても、氏族制度は存続した。併し上代末期の氏族制度は、最早氏神の神威による氏上の統制力によつて存立する団体にあらずして、氏上のもとに集積せられたる富、若しくは武力、智力によつて統制せられる団体となり了つてゐたのである。故に世官世襲の風のみならずすべての氏族制度的なる制度が、時代の要求に合はなくなつて、それが新しい外来の思想によつて、一様に弊害として批判せられるやうになつたの

である。

次に支那との間に直接の交通が開けて、支那の文物制度を模倣せんとする念慮が国民の間に熾烈になつたことが、大化改新の原因であるとするならば、大化の改新はも少し早く起つてゐなければならぬ。何とならば、支那との間に直接の交通が開けて、彼の地の文物が輸入せられるに至つたのは、前述の如く遠く神代の昔からであるからである。大陸文化の輸入が大化改新の遠因を為したことは前述の如くであるが、七世紀中葉に至つて突如として一国の宰相を宮廷に刺殺するといふやうな大騒動がもち上つたことは、大陸文化に対する憧憬の念のみでは説明し得ない。入鹿の誅伐に続いて蝦夷邸の焼亡といふが如き過激な手段をとつてまで支那の制度を急激に移植しなければならなかつたことに就いては、別の説明が必要であると思ふのである。而して余の考へ付いた別の説明こそ、実に六世紀末葉に於ける隋唐大帝国の勃興、並びにその東方経略であるのである。支那大陸に於いては、三世紀の初め赤旗四百年の命脈尽き、魏、呉、蜀の三国鼎立して互に勢力を争つてより以来、六世紀の末葉に至るまで約三百年の間、強力なる統一政府を持つに至らなかつた。即ち魏は三国を統一して晋となつたが、幾何くもなくして北狄の侵入を受けて江南に却き、江北の地は全く胡族の蹂躪に任せられることとなつた。即ち江北の地に於いては、五胡の十六国忽ち亡び、江南の地に於いては、呉、晋、宋、齊、梁、陳の六朝がまたたく間に興亡降替した。この間南北を統一せんとする企てもあつたが、後秦の符堅淝水の戦に敗れて雄圖潰え、漢族の意気は銷沈して、上下清談に耽り、中国の勢力は終に支那本部以外に伸暢する餘裕がなかつたのである。然るに六世紀中葉に至るや、北朝に有名なる後魏の孝文帝出でて均田の法を布き、胡服を禁じ胡語を棄てて中国文化の再興に努め、次いで英邁なる北周の武帝立ちて四方を経略し、大司馬楊堅その後を襲つて隋の文帝となるや、西暦五百八十九年即ち我が崇峻天皇の二年に江を渡つて南朝の陳を亡ぼし、後漢以来四分五裂した支那本部をして再び一朝の令に服せしめたのである。文帝即ち後魏の遺法によつて鋭意治を計り、民力の涵養に努めたか

ら、南北朝三百年の戦乱によつて頓に減少した支那の人口は、その治世二十四年の間に二倍に増加したと云はれてゐる。文帝の次に立つた煬帝は、秦の始皇帝同様、暴虐の君主の代表のやうに云はれてゐるが、彼亦英傑の資を以て文帝の時代に蓄積せられた富の力を用ひて、宮殿を営み、運河を開鑿し、長城を築き、終に関を踰えて四隣の民族を征服したのである。即ち漢族の威力は、漢の武帝の時以来七百年にして初めて外蕃に加へられるに至つた。大業四年（西暦六〇八年）、煬帝は西突厥を降し、翌五年には吐谷渾を破つて西域の三十余国を入朝せしめ、又南の方交趾に興つた林邑を併せ、琉球を降した。この煬帝外征の時期が丁度我が推古天皇の御宇に當つてゐる。大業八年即ち推古天皇の二十年、煬帝は更に二百万の大軍を發して自ら高句麗を征伐した。隋書、煬帝本紀は、即ちその出征の状の盛んなことを述べて、『第一軍發シ終ルコト四十日、引師九千尽ク。旌旗千里二亘ル。近古出師ノ盛ナル未タコレ有ラザル也』と云つてゐる。極東の天地に久しい間平安の夢を貪つてゐた三韓及び日本が、この未曾有の征東軍の殺到に上下を挙げて騒動したことは察するに餘りある。続日本紀に拠れば、彼の唐の安祿山が奚、契丹の兵十五万を率ゐて南下し、洛陽、長安を抜いた時ですら、我が朝廷は急を太宰府に告げ、大式吉備真備をして兵船を備へしめ、大いに西陲の警戒を嚴にしたことが知られるから、煬帝の高句麗征討に當つて、我が国民が動揺したことは想像に難くない。推古紀、二十六年七月の条には、高句麗が使を遣してこの戦役によつて獲た隋の俘虜を獻じたことが見えてゐるから、この戦役の状況が逸早く我が国に報道されてゐたことは疑なきところである。推古天皇の十五年、即ち隋の煬帝の大業三年に、聖德太子が小野妹子を隋に遣はされたのは、太子の好奇心からでもなければ、又太子の好孝心からでもない。太子は実に隋大帝国の東方に加へる強大な圧力を感じて使節を隋に派遣せられたのである。故に妹子の一行は、隋の国情を偵察し、併せて日隋の外交工作を為すべき重大なる使命を有したのであつて、一行は決して単なる文化的使節ではなかつたのである。依つて隋帝が妹子の一行を見て、これを日本の入貢と考へたのは、当時の極東の形勢から観て当然のことで、現に推古

紀、十六年八月の条に見える隋使裴世清の齎せる隋の国書には、『皇海表二介り居テ民庶ヲ撫寧シ、境内安樂、風俗融和ナルコトヲ知りヌ。深氣コロボセ至誠ニシテ遠ク朝貢ヲ修ム。丹欸ノ美朕嘉スルコト有り。』云々と云つてゐる。故に隋帝が『日出ヅル処ノ天子、書ヲ日没スル処ノ天子ニ致ス。恙無キヤ』云々の日本の国書を見て悦ばなかつたのも無理はない。又妹子が帰朝の途次隋の国書を失つたのは、曾つて那珂博士の解せられた如く、隋の国書が無礼であつて、これを受けて帰るといふことが、日本の体面を潰すものであつたがために、故意に海中に投じたものであらう。それを要するに、支那に於ける隋唐の勃興は、欧米における帝國主義の勃興が明治維新史に占める地位を大化改新史に占めるものであり、大業八年の高句麗の役は、正に阿片戦争が明治維新史に占める地位を大化改新史に占めるものである。隋亡び唐興つて太宗位に即き、再び魏徵、李世勣等の勇將謀臣を率ゐて東征の軍を起すに及んで、極東の風雲は愈々急を告げた。即ち久しく半島の地に於いて高句麗の圧迫を蒙れる新羅は、欸を唐に通じ、腹背より高句麗を攻めて半島に雄たらんとしたが、新羅の雄飛を悦ばざるものは、百済と日本とであつた。即ち日本は、欽明の朝に新羅の爲めに任那を失つてより以來、新羅とは殆んど解けざる怨みを有し、又百済は聖明王が新羅に殺されてより以來、新羅に対しては絶えざる報復の念を懐いてゐたのである。故に日本及び百済は、高句麗と提携して唐及び新羅の同盟軍の當ることとなつた。而して戦ひの結果は、高句麗の軍士よく安市の城に唐の大軍を喰ひ止めたが、百済の兵脆くも破れ、高宗の顕慶五年（西暦六六〇年）、唐將蘇定方は終に百済の都を抜き、翌龍朔元年、又唐將李世勣は平壤を陥れて高句麗を亡した。茲に於いて日本は日本に質たりし百済の王族に援兵を受け、斉明天皇親ら兵を督して長門の朝倉の宮に至り給ふたが、志を遂げずして行宮に崩ぜられた。越えて龍朔三年（西暦六六三）、天智天皇は斉明天皇の御遺志を継がれ、阿曇比羅夫を半島に遣して一意百済再興の事を計られたが、阿曇比羅夫の率ゐる水軍は、白村江の戦に唐將劉仁軌の破るところとなり、百済の王族は高句麗に走つて、百済の名終に絶えるに至つた。大化の改新は、隋の高句麗征伐以後三十七年、

白村江の戦以前十八年なる西暦紀元六百四十五年（唐の太宗の貞観十九年）に起つてゐる。故に大化改新の行はれた時は、極東の形勢の最も險悪であつた最中であると云へる。之に依つて之を觀れば、中大兄皇子及び中臣鎌足が蘇我入鹿を仆して改新の大号令を發したのは、即ちこの国歩艱難の秋に當つて、従来の氏族聯合より成る脆弱なる国家組織を廢棄して、優勢なる隋唐国家の如き中央集権的政府を確立し、以て漸く激甚となり來れる東洋の民族戰爭に後れざらんとする民族自存の運動であつたと解せざるを得ない。されば明治の維新が世界歴史の大局から觀て、西力東漸の一餘波である如く、大化の改新は、当時の東洋歴史の大局から觀て、隋唐国家勃興の東海に惹き起した一波紋であると觀察すべきである。従来の歴史が大化改新の内的原因を重視して、外的原因を輕視してゐるのは、日本歴史を東洋史の大局から觀察せずして、国史のみの立場から解釈せんとしてゐる為めである。

二 改新の指導精神

大化の改新は、前述の如く、漸く激甚となり來れる東洋の民族競争に堪えんが為めに、我が大和民族が皇室を中心に鞏固なる團結を作る必要から起つた改革である。故に大化改新の指導精神は、積極的に鞏固なる中央集権国家の建設となつてあらはれ、消極的には脆弱なる氏族制度の廢棄となつてあらはれてゐる。氏族制度の社会にあつては、各氏にはその氏の氏神があるから、氏族内部の團結は鞏固であるが、一つの氏族と他の氏族との間には、これを結びつけるべき共通の信仰の対象がない為めに、氏族の協同といふことは極めて薄弱である。この故に多くの氏々に分れてゐる大和民族が民族として一致した運動を必要とする場合には、氏族制度は頗る不都合であると云はねばならない。現に氏族制度下の日本は、任那を救ふ軍に於いて諸將の間に民族的抗争を惹起し、新羅その隙に乗じて日本は永久に任那を失ふに至

つたのである。この苦い経験に懲りた出征の軍士が、新羅唐聯合軍の強敵に対峙して、今後こそは我れは同伴氏、彼は物部氏といふやうな氏族的精神を捨てて、一樣にスメラミコトのミヤツコとして奮戦しなければならないといふ考への起るのは、当然過ぎるほど当然である。中大兄皇子と中臣鎌足とが相謀つて蘇我入鹿父子を仆したのは、入鹿父子が特に暴虐な人間であつたからではない。蘇我氏の存在が中央集権的国家の建設に防害となつたからである。元来日本書紀は、中央集権的国家の成立以後に於いて、中央集権的国家思想の下に作られた記録であるから、蘇我氏の行動に対しては、所謂春秋の筆法によつて、筆誅を加へてゐる。皇極紀に、蘇我蝦夷が己が祖廟葛城の高宮に於いて、八佾之舞を爲したとある如きは、即ちその最たるものである。八佾の舞は、周の天子の舞樂であつて、諸侯がこれを行ふことは、甚だ以て潜上の沙汰とせられたものである。故に八佾之舞を爲すとは、蘇我氏^{マヤ}潜上の行為を爲すの意であつて、蘇我氏が実際にさる唐の舞樂を行つたことを謂へるものではない。又皇極紀には、入鹿父子が立派な陵墓を営んだとか、立派な宮殿を営んでこれをミカドと呼び、その男女をミコと呼んだとか、さもさも僭上の行為があつたやうに書かれてゐるが、大化改新以前の社会に於いては、それらの行為は決して僭上の沙汰を以て目すべからざるものである。当時の貴族である臣連伴造の氏上は、何れも皇室の陵墓と同じやうな立派な陵墓を営んでゐたのであつて、その点中臣氏に於いても同じであつたに相違ない。下野の那須国造碑の附近には、前方後円式の立派な陵墓があるが、それが皇室の陵墓に非ずしてこの地方の豪族たる那須国造の墳墓であることは疑がない。皇室の御陵と同じ形式の陵墓を作ることが僭上の沙汰であるならば、那須国造も亦甚だ僭上であつたと云はねばならない。又ミカドなる語が専ら皇居を意味し、ミコなる語が専ら皇子を意味するに至つたのも後世のことであつて、大化以前の社会に於いては、貴族の邸宅をすべてミカドと云ひ、その子女をミコと云つたのであるから、これ又蘇我氏が特に僭上の沙汰を行つた証拠とはなり得ない。ミヤケなる語は皇室御料の田園を意味すると同時に、豪族私有の田園をも意味したことを想へば、蘇我氏^{マヤ}がその邸宅をミカドと

称したのは普通のことであつて、特に問題とすべきことではない。日本書紀が編纂せられた元正の朝は、藤原氏の勢力の盛んな世の中であつたのであるから、日本書紀は藤原氏の祖先鎌足の勲功を飾らんが為めに、蘇我氏を故らに悪者にした傾向がある。皇極紀に蘇我蝦夷が私に紫冠を入鹿に授けて大臣に擬し、又その弟を物部大臣と呼んだとあるが、この記事の如きも何処まで事実であつたか疑へば疑へる。又縦へそれが事実であつたとしても、それは子供に大礼服を着せてみて喜ぶ風の無邪気な行為と受けとれないでもない。これを要するに、今伝はる大化改新の記録は、日本書紀にしても、大織冠伝にしても、皆藤原氏の為めに辨じた史料であつて、蘇我氏の為めに辨じた史料は一つもないことは、蘇我氏の何物たるかを知る上に於いて我々の心すべき点であると思ふ。故に私は、入鹿の誅伐は入鹿の懲罰に非ずして、中央集権国家の建設過程の一齣であると考へる。豪族中の豪族である入鹿をさへ誅伐すれば、他の豪族は誅別を加へずとも自ら新政府の威令に服する。故に中大兄皇子は入鹿を誅伐せられたのであつて、入鹿を誅伐することそれ自身が皇子の目論まれたことではないのである。

大化元年六月、入鹿を誅せられた中大兄皇子は、直ちに御舅軽皇子を立てて天皇とし給ひ、自らは皇太子とならせ給ひ、阿部内麻呂を左大臣に、蘇我山田石川麻呂を右大臣に、中臣鎌足を内臣に任じ、僧旻と高向玄理とを国博士とせられた。次いで天皇、皇祖母の尊（皇極天皇）、皇太子は、群臣を大槻の樹の下に召し集めて、『君ニ二政無ク、臣ニ二朝無キ』ことを誓はしめられた。この大槻樹下に於ける会盟の言葉こそ、実に大化改新の根本精神であつて、この同じ思想は、聖徳太子の十七条憲法にも、又日本書紀の別の個処にも屢々繰返し表明せられてゐる。即ち太子の憲法の第十二条には、『国ニ二君非ラズ。民ニ両主無シ。率土ノ兆民、王ヲ以テ主ト為ス。』とあり、又日本書紀、皇極天皇元年十二月の条には、上宮大娘姫の御言葉として、『天ニ二日無ク、国ニ二王無シ。』の語が見え、又大化二年三月の条には、皇太子中大兄皇子の御言葉として、『天ニ双日無ク、国ニ二王無シ。是ノ故ニ天下ヲ兼ネ併セテ、万民ヲ使フ可

キハ、唯天皇ノミ。』の語が見えてゐる。叙上の語句が、礼記に『天ニ二日無ク、土ニ二王無シ。家ニ二主無ク、尊ニ二上無シ。』と云ひ、孟子に『孔子曰ク、天ニ二日無ク、民ニ二王無シ。』と云ひ、又詩經に『普天之下、王土ニ非ザルハ莫ク、率土之濱、王臣ニ非ザルハ莫シ。』と云へる語句から由来してゐることは、更らに云ふまでもない。併しこれらの語句は、支那に於いては帝権回復の爲めに唱へられ、我が国に於いては帝権の樹立若しくは豪族支配権打倒の爲めの標語として用ひられたのである。

大化二年正月甲子朔、賀正の礼が畢つてから、改新の詔が発せられた。その要点は、次の四項である。

(一) 皇室私有の土地人民たる屯倉、子代の民及び豪族私有の土地人民たる田莊、部曲の廃止。

(二) 地方行政区劃たる京師、国郡、坊里の制及び国司郡司里坊の長等の地方官の制度、並びに中央と地方とを結び付ける駅伝の制度の創定。

(三) 戸籍、計帳の制及び班田收授法の創始。

(四) 租、庸、調の税法の制定。

即ち第一項は、豪族の勢力の基礎を爲してゐる私土私民を奪つて、豪族の權威が天皇の權威を摩すること勿らしめ、その奪つた私土私民を天皇の公土公民と爲すことによつて、天皇の權威を弥が上にも強大ならしめ、天皇を中心とせる中央集権的国家の建設を計つたものである。又その第二項は、支那の郡県の制度に倣つて地方行政区劃を定め、中央政府より任命派遣する地方官によつて統治せしめることによつて中央集権の実を挙げんとしたものである。而してその第三項及び第四項は、豪族より取り上げた土地人民を如何にして管理經營するかを定めたものである。即ち卑見に従へば、大化改新の際に於ける班田法の制定は、土地を人民に均分してその生活を安定ならしめんとする人民本位の考へ方から出發したのではなくして、天下の土地を均分して大私有地の存在を防がんとする国家本位の考へ方から出發したもの

である。駅伝の制度にしたところが、坊長里長の制度にしたところが、何れも人民の交通の便利とか、隣保間の相互扶助とかいふことは殆ど顧みられずに、只管中央政府の統制力の強化といふことが、制度の主眼点になつてゐる。大化改新によつて創められた駅伝の制度は、江戸時代の三度飛脚のやうなものではなくして、只公用の使者、公用の荷物の運搬にのみ役立てられたものである。

これを要するに、大化改新を一貫してゐる精神は、天皇を中心として唐大帝国の如き中央集権的政治機能を確立せんとするものであつて、その精神は、入鹿誅伐といふが如き政治的工作に於いても、又改新の詔の発布といふが如き法律的工作に於いても、明かにこれを觀取することができるのである。勿論我が大化改新の中心人物等が模範とした中央集権国家は、隋唐等の支那の中央集権国家であつたために、大化改新の際には不必要なものまで無批判に唐制を模倣したから、大化の新政をすべてこの精神で解釈することは、聊か附会に陥る嫌ひがあるが、大化改新の基調がこの精神によつて貫かれてゐることは、余の確言して憚らざるところである。大化改新の指導的精神にして前述の如くであるとするならば、大化の改新に農民自治の思想が関与したといふが如き学説が、全く歴史を無視した妄説であることが知られよう。何とならば、中央政府万能の思想と農民自治の思想とは、氷炭相容れざるものであるからである。

三 大化改新の史料

大化改新の内容及び経過を見る上に於いて、日本書紀が最も重要な根本史料であることは、何人と雖も異論のないところであろう。故に大化改新の歴史を研究せんとする者は、先づ日本書紀を釈日本紀、日本紀私記等の注釈を藉りて精読することが必要である。次に大化改新の舞台に躍つた中心人物の閲歴、活動を見るために、大織冠伝、定慧（定慧

又は定恵とも云ふ）伝、尊卑分脉、蘇我石川両氏系図等を参考することが望ましい。又大化改新の原因は、前述の如く、外的原因が最も重きを為してゐるものであるから、これを究める為めには、外国の史書を精読して、当時の東洋の形勢の如何なるものであつたかを知らねばならない。その為めには、隋書、新旧唐書等の支那の正史を初めとして、唐六典、唐会要、唐大詔令集等の雜書及び三国遺事、三国史記等の朝鮮の史書を通読する必要がある。日本とこれら諸外国との関係を見る上に於いて、善隣宝実記、中外経緯記、異称日本伝等の後世の編纂物も多少参考にはならう。次に大化改新の我が国史上に於ける意義を知る為めには、上代の氏族制度が如何なるものであつたのか、又大化改新によつて作られた班田、租庸調、二官八省等の制度が如何なるものであつたかを知らねばならない。昨年九月、岩波書店から出版せられた津田左右吉博士の『上代日本の社会及び思想』中に収められた「大化改新の研究」は、いろいろ長所もあるが、その最も大なる短所は、博士が日本史の全体、殊に上古及び中古の法制史經濟史の知識を闕如して居られる為めに、大化改新の意義を把握せられることに於いて遺憾の点が多いことであると思ふ。尚博士の所論に対しては、別の機会で卑見を述べたいと思つてゐるが、何れにしても大化改新の真意義の把握に国史全体の見透しが必要であることは議論がない。

最後に大化改新の新史料と主張せられる南淵書に就いて一言辯じて置きたい。権藤成卿氏等によつて出版せられた南淵書三卷が、その巻頭に戴せたる「南淵書ヲ進ムルノ表」に云へる如く『古ノ碩儒南淵請安カ天智天皇ノ下問ニ奉対セシ所』に非ざること、雑誌「歴史公論」に於いて既に諸家の論じたところであつて、今日真面目なる学者にしてこれを信ずるものは皆無であると云つてよい。津田博士も前記の論文に於いて、大化改新史の唯一の史料は日本書紀であるとして、南淵書を無視して居られる。又最近の「歴史科学」に於ける早川二郎氏の「大化改新の研究」も、例の皮肉な口吻を以てこの書の偽書であることを論じてゐる。故に今更南淵書の偽書であることを論ずる必要はないと思ふが、こ

の書の偽書である証拠は、啻に跋文があるとか、筆写者大中臣友忠の官位が違つてゐるとかいふことばかりでなく、本文の思想、文体から考へても当時の物でないことは明かであることを附け加へて置きたい。(昭九、一、八稿)

